

等級	金額 (万円)	後遺障害の程度
1	600	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの
2	530	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を手関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの
3	465	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの
4	400	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5	340	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 1上肢を手関節以上で失ったもの 5. 1下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1上肢の用の全廃したもの

		<ul style="list-style-type: none"> 7. 1 下肢の用を全廃したもの 8. 両足の足指の全部を失ったもの
6	280	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6. 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8. 1 手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの
7	225	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1 手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7. 1 手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8. 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの
8	175	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 1 手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4. 1 手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5. 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの

		<ul style="list-style-type: none"> 7. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8. 1 上肢に偽関節を残すもの 9. 1 下肢に偽関節を残すもの 10. 1 足の足指の全部を失ったもの
9	130	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 1耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13. 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15. 1足の足指の全部の用を廃したもの 16. 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17. 生殖器に著しい障害を残すもの
10	95	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 2. 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3. 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4. 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの 5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7. 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8. 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの

		<p>1 0. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>1 1. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
1 1	7 0	<p>1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4. 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの</p> <p>5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>6. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7. 脊柱に変形を残すもの</p> <p>8. 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</p> <p>9. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>1 0・胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
1 2	4 5	<p>1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3. 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの</p> <p>4. 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8. 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9. 1手のこ指を失ったもの</p> <p>1 0. 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの</p> <p>1 1. 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>1 2. 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>1 3. 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>1 4. 外貌に醜状を残すもの</p>
1 3	2 6	<p>1. 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2. 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>3. 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>5. 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの</p> <p>6. 1手のこ指の用を廃したもの</p> <p>7. 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>8. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p>

		<p>9. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>10. 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>11. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>
14	14	<p>1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>2. 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの</p> <p>3. 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>5. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>6. 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>7. 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>8. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの</p> <p>9. 局部に神経症状を残すもの</p> <p>10. 外貌に軽度の醜状を残すもの</p>
15	7	<p>1. まつ毛縁(まつ毛の生えている周縁)の1/4程度以上にわたってまつ毛はげを残すもの</p> <p>2. 1歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの</p> <p>3. 上肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>4. 下肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの</p>

備考

- 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 「外貌に著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう
 - 頭部にあっては、てのひら大(指の部分は含まない)以上の癍痕又は頭蓋骨のてのひら大以上の欠損
 - 顔面部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕または10円銅貨大以上の組織陥没

- (3) 頸部にあつては、てのひら大以上の癍痕
- 8. 「外貌に相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕で、人目につく程度以上のものをいう
- 9. 「外貌の単なる醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう
 - (1) 頭部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損
 - (2) 顔面部にあつては、10円銅貨以上の癍痕又は長さ3センチメートル以上の線状痕
 - (3) 頸部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕
- 10. 「外貌に軽度の醜状を残すもの」とは次のいずれかに該当するものをいう
 - (1) 頭部にあつては、10円銅貨大以上の癍痕
 - (2) 顔面部にあつては、直径1cm程度以上の癍痕又は長さ1.5cm以上の線状痕
 - (3) 頸部にあつては、10円銅貨大以上の癍痕
- 11. 露出面以外の醜状について
 - 上腕又は大腿にあつては、その1/2程度、胸部又は腹部にあつては、それぞれ1/4程度、背部及び臀部にあつては、その全面積の1/8程度超えるものは、15級第3項又は第4項の準用とする。